

明石市自治基本条例 市民検証会議

法令遵守 及び公益通報制度

2025年3月24日

総務局総務管理室総務課

はじめに

法令遵守と公益通報に関する規定

(法令遵守及び公益通報)

自治基本条例 第35条

- 1 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。
- 2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思ったときは、通報するものとする。
- 3 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

第3項の別で定める条例は？

「明石市法令遵守の推進等に関する条例」

第2章（職員倫理原則等）

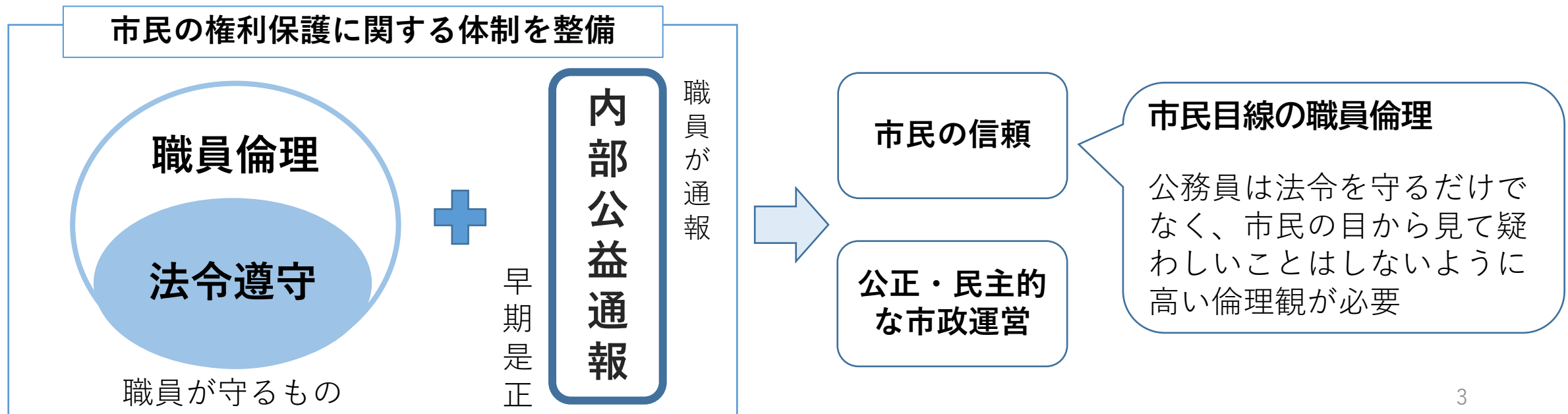
第3章（内部公益通報）

制度の目的

市民の信頼確保と公正・民主的な市政運営

明石市法令遵守の推進等に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、職員の倫理の保持及び法令等の遵守、市の公益を害する事実の早期是正並びに市民の権利の保護に関する体制を整備することにより、公務及び市政に対する市民の信頼を確保するとともに、公正かつ民主的な市政の運営を図ることを目的とする。



5つのコンプライアンス行動指針

職員の
行動指針

法令遵守 による 職務執行

法令等の習熟・精通に努め、法令を遵守し、公平さと公正さをもって職務執行にあたります。
また不当要求があった場合には、公正さを損なわないよう毅然と対応します。

職員倫理に関する規定を分かりやすく5つの指針にまとめたもの。

市民の目から見た時に、職員の行動としてふさわしいかという視点に基づく。

市民への 説明責任

市民の皆さまからの信頼を得られるよう、市の取組みを積極的にオープンにします。
また、市の活動を理解してもらうため、できるだけ分かりやすく丁寧に説明します。

適切な 情報管理

個人情報を適切に取扱い、個人情報の紛失・漏えい等の事故を起こさないよう情報管理を徹底します。
さらに、職務上知り得た秘密をもらさないよう、守秘義務を遵守します。

市民から 信頼され る姿勢

高い倫理観と使命感のもと、市民の皆さまから常に見られているという意識を持って、執務時間の内外を問わず、市民の皆さまに誤解を生じさせるような行動は厳に慎みます。

公金の 適正な 取扱い

公金の取扱いについては、複数でチェックする仕組みを構築するなど、適切に管理することを徹底します。

具体的な取組み

コンプライアンス施策体系

- (1) 職員研修の実施
- (2) 法的根拠に基づく業務執行
- (3) リスクの把握・対応策の検討
- (4) 各部署への情報提供

明石市が取り組む
法令遵守制度の
4つの柱を順番に
紹介

(1) 研修の実施

年度	対象者
平成30年度	新規採用職員（46名）、高年介護室訪問介護サービス従事者（40名）、生活福祉課職員（20名）、採用2年目職員（40名）、室長及び課長級（250名）
平成31年度	新規採用職員（57名）、新規採用任期付職員（117名）、新任係長・作業長（41名）、高年介護室訪問介護サービス従事者（20名）、市民病院管理職（約80名）、技術職員の能力開発推進委員会（約50名）
令和2年度	新規採用職員（56名）、新規採用任期付職員（75名）、幼稚園配属職員（31名）、新任係長・作業長（57名）、生活福祉課職員（13名）
令和3年度	新規採用職員（67名）、新規採用任期付職員（102名）、生活福祉課職員（15名）
令和4年度	新規採用職員（45名）、新規採用任期付職員（74名）、生活福祉課職員（10名）
令和5年度	新規採用職員（45名）、新規採用任期付職員（80名）、新任係長（36名）、生活福祉課職員（10名）
令和6年度	新規採用職員（45名）、新任係長（40名）、新規採用任期付職員（96名）、全職員（約2900名）、教職員初任者（約50名）、厚生館職員（約20名）、生活福祉課職員（10名）、こども財団職員（約20名）、環境局職員（137名）

平成25年度から、
全職員に対してコ
ンプライアンス研
修を開始

コロナ後の現在、
担当課からの研修
の希望が増加
→ 各部署の管理
職のコンプラ意識
の高さの表れ

(2) 法的根拠に基づく業務執行

弁護士職員による業務関連の法律相談

明石市の弁護士職員の特徴

各担当部署に弁護士職員を配置（教育委員会、児童相談所、生活福祉課など）し、他の専門職や行政職と一緒に担当業務を担う。

⇒ **業務に精通した専門的な法律相談**

業務のリーガルチェックが気軽に受けられる

業務に関して迷うことがあった場合に、弁護士職員に対して、いつでも気軽に法律相談が可能

⇒ **法的な考え方を身につける機会**

毎年、1,000件を超える相談に対応

弁護士資格を有する職員が8名もいる明石市だからこそ、ここまで多くの相談に対応可能

業務の適法性確保と、不適切な対応の未然防止はもちろんのこと、職員の法務能力の更なる向上を目指して実施しています。

庁内の法律相談の件数

平成30年度	1,152件
平成31年度	1,312件
令和2年度	1,508件
令和3年度	1,108件
令和4年度	1,172件
令和5年度	1,218件

(3) リスクの把握、対応策の検討

毎年全部署でリスク評価に取り組む

リスクの検討

どんなリスクが業務に潜んでいるかを洗い出す。
部署の職員全員で、具体的なリスクについて話し合い、対応策を検討する。

検討結果の報告

話し合ったリスクと対応策を総務課に報告し、庁内のリスクを集約。
毎年各部署で、合計約500件のリスクとその対応策が検討されている。

職員へのフィードバック

総務課は、報告された検討結果をまとめ、庁内にコンプライアンス通信で分かりやすく紹介・周知する。

自分が行っている業務について、同僚からリスクを指摘され、また逆に同僚の業務についてリスクを指摘することで、他人事として捉えることなく検討できる。

例) 公文書の紛失、公金の不適正な管理、公用車の事故のリスクなど

(4) 各部署への情報提供

コンプライアンス通信の例



職員が毎日チェックする全庁の電子掲示板に、定期的にコンプライアンスに関する情報などを発信

タイムリーに特集を発信
・明石市内部や他自治体で問題になっている事柄について特集を組み発信

R3年度：情報公開
R4年度：行政手続制度
R5年度：著作権法

テーマ：リスク評価のフィードバック①～未払・支払遅延について

今回以降のコンプライアンス通信では、リスク評価（毎年6月から7月にかけて、各部署において業務に潜むリスクを洗い出し、対応策を検討いただくもの）について、今年度の結果のフィードバックを行います。今年度は財務に関するリスク（収入・支出に関する事務や、契約事務などに起因するミスやトラブルなど）を必ず1つ以上検討してもらいましたが、その財務に関するリスクを中心に、各部署でより多く検討されたリスクや対応策を、具体例を交えて紹介します。

(1) 公益通報制度の概要

内部公益通報制度とは

目 的

職員が公益のために通報する窓口を設け、公益通報を行った職員を保護することで、公益通報をしやすい環境を整備し、市の業務における法令遵守を確保することを目的としています。

公益通報とは…

- ① 労働者等が、② 労務提供先の不正行為を、③ 不正の目的でなく、④ 通報先に通報することを言います。

通報できる内容

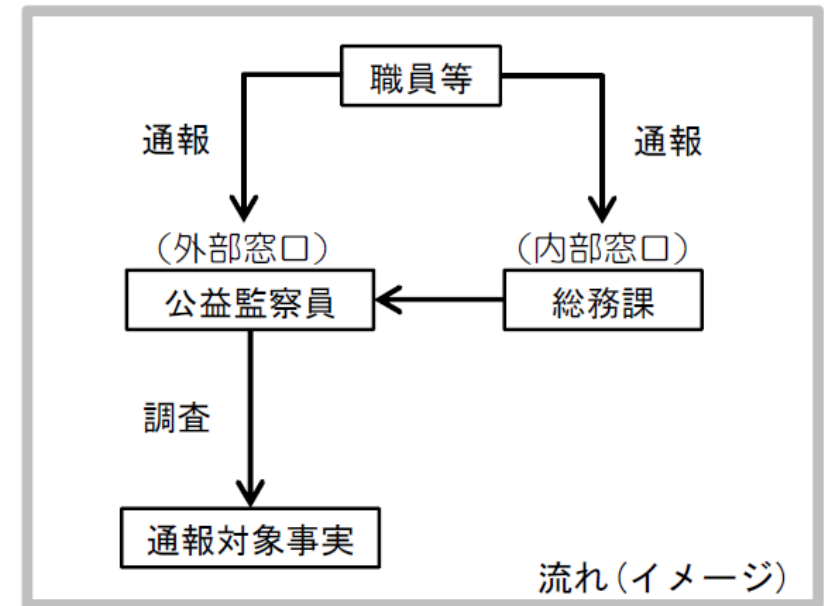
- ① 公益通報者保護法に規定する法令に違反する事実
- ② 市条例、規則等に違反する事実
- ③ 他の職員からの職務に関する違法又は不当な要求の事実
- ④ 生命、身体、財産その他正当な権利利益を害するおそれがある事実

通報の基本原則

- 通報を理由とした不利益取扱いを受けません。
- 通報に関する秘密は守られます。
- 原則、実名通報ですが、理由があれば、匿名で通報することもできます。

(2) 公益通報制度の流れ

- 職員等が業務を行う上で、違法な行為などを発見した場合には、公益通報の窓口に通報できます。
- 通報があれば、外部窓口の公益監察員が通報内容について事実の調査をします。
- 公益通報の対象事実に該当すれば、是正に必要な措置を公益監察員が勧告することができます。
- 通報者を保護するために、公益通報したことを理由に、通報者に対して免職や降格などの不利益な取扱いをすることは禁止されています。
通報者は、通報を理由とした不利益な取扱いを受けた場合は、公益監察員に申し出ることができます。



(3) 公益通報制度の運用

公益監察員の選任

- あらかじめ議会の同意を得たうえで、公益監察員を選任
- 明石市の公益監察員は2名
- 公益監察員の職務は、通報の受付、調査、結果の報告、是正の勧告など

公益監察員が対応した公益通報の件数

平成30年度	調査	2件	(うち、是正勧告0件)	不受理	0件
平成31年度	調査	1件	(うち、是正勧告0件)	不受理	0件
令和2年度	調査	2件	(うち、是正勧告0件)	不受理	0件
令和3年度	調査	0件	(うち、是正勧告0件)	不受理	0件
令和4年度	調査	5件	(うち、是正勧告0件)	不受理	2件
令和5年度	調査	2件	(うち、是正勧告0件)	不受理	0件

公益監察員は、公正・中立性を確保するために、外部の弁護士から、議会の議決を経て選任されます。

【検証１】 制度が社会情勢に適合しているか

これまでの検証結果

自己検証	庁内横断的検証
○	○

公務員に求められる高い倫理感

- ・コンプライアンス行動指針に基づき、市民目線で職員の行動としてふさわしいかを基準に置いている。
- ・社会情勢に応じたコンプライアンス研修を行い、意識の徹底を図っている。

公益通報制度の公正、中立性の確保

- ・通報窓口として、外部の公益監察員を議会の議決を経て選任している。
- ・通報者に対する不利益な取扱いを禁止することを条例に明記している。

【検証 2】 本市にふさわしい制度か

これまでの検証結果

自己検証	庁内横断的検証
○	○

SDGs未来安心都市・明石に向けて

- ・ S D G s の目標の一つに「有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展」が掲げられている。

市民の信頼の確保

- ・ 「対話と共創のまちづくり」を進めるためにも、行政に対する市民の信頼確保は不可欠

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

① 参画と協働に基づくこと

これまでの検証結果

自己検証	庁内横断的検証
—	—

法令遵守や公益通報制度は、市の組織や職員を対象とする内部的な取組みのため、参画と協働には馴染まないため「—」とした。

—（市政運営の基本原則に馴染まない）

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

② 公正で透明であること

これまでの検証結果

自己検証	庁内横断的検証
○	○

法令遵守、公益通報制度による公正性、透明性の確保

- ・ 制度自体が公正性、透明性の確保を目的としている。

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

これまでの検証結果

自己検証	庁内横断的検証
○	○

効果的で効率的な研修

- ・ 外注せずに、弁護士職員が明石市内部や他自治体で問題になっている事柄に沿って効果の高い研修を実施

庁内業務の法律相談

- ・ 気軽に弁護士職員に法律相談できるという、他市にはない効果的・効率的な環境

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

④ 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

これまでの検証結果

自己検証	庁内横断的検証
○	○

毎年計画的に実施するもの

- ・ 新規採用職員等への研修
- ・ リスク評価の取組みで、毎年、各部署が約500件のリスクの対応策を検討
- ・ 庁内通信によるリスク評価のフィードバック